

## 【その他】

- 23 申請図書の凡例一覧表
- 24 都市計画法開発許可申請等手数料
- 25 開発許可申請等受付窓口一覧

23 申請図書の凡例一覧表

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	
開発区域境界線	—— (赤実線)	雨水管渠	→	雨水角形人孔	□	
工区境界	第1工区 第2工区	污水管渠		污水角形人孔	■	
街区番号	街区番号 計画高 敷地面積 FH= m 予定建築物の用途	合流管渠	→	河 川	▨	
宅地番号		既設管渠		法 面	▽	
公共公益用地	公共公益施設の名称 計画高 敷地面積 FH= m	横断暗渠	種 別 ---	間知ブロック積擁壁	H=2.5 ▨	
造成計画高				円 形	○ 内 径	重力式擁壁
敷地面積	公園 計画高 敷地面積 FH= m	暗 渠	馬 蹄 形	○ 巾×高さ	R C 擁 壁	H=3.0 ▨
B M				矩 形	□ 巾×高さ	給 水 管
位 置	TBM H=10.00	開 渠	卵 形	▽ 呼び名	制 水 弁	⋈
高 さ				U形側溝及び寸法	U-○○	消防水利施設
道路番号及び巾員	道路番号 巾 員 3 6.5	開 渠	L形側溝及び寸法	L-○○	階 段	▨
勾配、延長	i = 3.0% ℓ = 30.00		Lu形側溝及び寸法	LU-○○	ガードレール	—
変 化 点	○	渠	グレーチング側溝	巾×高	ガードフェンス	〰
管 番 号	雨水 ○ i = L =		その他開渠	▽ 巾×高さ	落石防護柵	〰
管 径		污水 ○ i = L =	柵 類	—	車 止 め	可動式又は固定式 ○
勾 配	雨水円形人孔				○	樹 木
管 延 長	→	污水円形人孔	●	緩 衝 帯	▨	
流 水 方 向						

## 24 都市計画法開発許可申請等手数料

令和7年4月1日施行

手数料名	事項	手数料の額（円）		
		開発の目的		
	開発区域の面積	自己居住	自己業務	非自己用
開発許可申請 手数料[上段]  完了公告前の 建築等承認申 請手数料[下 段]	0.1ha 未満	9,200 3,150	13,920 4,390	92,100 21,250
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	23,560 8,070	32,130 10,140	139,230 32,130
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	46,050 15,780	69,610 21,980	203,490 46,950
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	92,100 31,570	128,520 40,580	278,460 64,260
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	139,230 46,410	214,200 50,400	417,690 94,570
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	182,070 60,690	289,170 68,040	546,210 123,670
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	235,620 78,540	364,140 85,680	706,860 160,040
	10.0ha 以上	321,300 107,100	514,080 120,960	931,770 210,960
	開発行為の変 更許可申請手 数料  ※は10円未満 切捨て	ア 開発区域に変更のない設 計の変更	(上記規定額(面積及び目的に応じ る上段の額。以下同))×1/10 <sup>*</sup>	
イ 開発区域の縮小を伴う設 計の変更		(縮小後の面積に応じる上記規定 額)×1/10 <sup>*</sup>		
ウ 開発区域の増と設計の変 更(設計の変更原因がエ③ の場合を除く。)		(変更前の開発面積に応じる上記規 定額)1/10 <sup>*</sup> + (増面積に応じる上 記規定額) (上限額931,770)		
エ 新たな土地の編入に伴う 下記事項の変更 ①開発区域の位置、区域及び規模 ②予定建築物等の用途 ③設計 ④工事施行者		新たに編入される開発区域の面積に 応じる上記規定額		
オ その他の変更 都市計画法施行規則に掲げる事 項の変更及び設計・区域の変更を 伴わないエ②、④等の変更等		10,710		
市街化調整区域内等建築物特例許可申請手数料		49,260		
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		27,840		
市街化調整区 域内建築等許 可申請手数料	0.1ha 未満	7,380		
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	19,270		
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	41,760		
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	73,890		
	1.0ha 以上	103,880		
開発許可地位 承継承認申請 手数料	自己居住用/自己業務用 1ha 未満	1,810		
	自己業務用 1ha 以上	2,880		
	その他	18,200		
開発登録簿の写しの交付手数料		1枚につき 490		
規則60条証明 交付手数料	開発許可等不要証明	1件につき 6,990		
	その他	1件につき 420		

## 25 開発許可申請等受付窓口一覧

(令和7年5月1日現在)

所管区域	窓 口	住所及び電話番号
向日市、長岡京市、 大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、 井手町、宇治田原町	京都府山城北土木事務所 建築住宅課 開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624
木津川市、笠置町、 和束町、精華町、 南山城村	京都府山城南土木事務所 建築住宅課	〒619-0214 木津川市木津上戸18の1 0774-72-9521
南丹市、京丹波町	京都府南丹土木事務所 建築住宅課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	京都府中丹東土木事務所 建築住宅課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10の2 0773-42-8785
福知山市	京都府中丹西土木事務所 建築住宅課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 0773-22-5144
宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	京都府丹後土木事務所 建築住宅課	〒626-0044 宮津市字吉原2586の2 0772-22-2703

※ 京都市内の開発許可申請等に関する窓口  
京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課  
電話 075-222-3558

※ 亀岡市内の開発許可申請等に関する窓口  
亀岡市 まちづくり推進部 都市計画課 開発許可係  
電話 0771-25-5047

(参照：『実務』第3章第1節)

### 編 集

京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係  
電話 075-414-5347